

令和4年第1回湧別町議会

定例会会議録

## 令和4年第1回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和4年3月9日湧別町議会議場に招集された。

### 1 応招議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
7 番 脇 坂 敏 夫	8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一
10 番 山 本 栄 子	11 番 村 田 一 志	

### 2 不応招議員

なし。

### 3 出席議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
7 番 脇 坂 敏 夫	8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一
10 番 山 本 栄 子	11 番 村 田 一 志	

### 4 欠席議員

なし。

### 5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、総務課参事 佐々木和也、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 安藤克己、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 大塚幸夫、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 星義孝、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 大口貢、総務課情報防災グループ主幹 青山賢治、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、住民税務課住民生活グループ主幹 鈴木俊一、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 山川渉、商工観光課商工観光グループ主幹 秋葉国宏、建設課長補佐 芝日斗志、建設課建設グループ主幹 森修司、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、水道課上下水道グループ主幹 細川聡、福祉課長補佐 伊藤弘樹、福祉課福祉グループ主幹 前野和憲、福祉課介護グループ主幹 宮坂達也、健康こど

も課主幹 北林孝之、健康こども課医療グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課子育て相談グループ主幹 谷口かなえ、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課児童支援グループ主幹 牧村宣幸、健康こども課児童支援グループ主幹 伊藤智恵子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、企画財政課財政グループ主査 渡辺政行、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教育総務課参事 佐藤大、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館JRY館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 池田孔紀、農業委員会事務局主幹 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 前川孝一、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 前川孝一、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和4年第1回湧別町議会定例会議事日程

[ 第 1 号 ]

令和4年3月9日（水）午前10時00分開議

日 程	件 名	提出者
第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸般の報告	
第 4	行政報告	
第 5	決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議	
第 6	議案第1号 令和3年度湧別町一般会計補正予算	町 長
第 7	議案第2号 令和3年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算	〃
第 8	議案第3号 令和3年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算	〃
第 9	議案第4号 令和3年度湧別町介護保険特別会計補正予算	〃
第 10	議案第5号 令和3年度湧別町水道事業会計補正予算	〃
第 11	議案第6号 令和3年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算	〃

日 程	件 名	提出者
第 12	議案第 7 号 令和 3 年度湧別町下水道事業特別会計補正予算	町 長
第 13	令和 4 年度町政執行方針	〃
第 14	令和 4 年度教育行政執行方針	教育長
第 15	議案第 8 号 湧別町庁舎等検討委員会条例の制定について	町 長
第 16	議案第 9 号 湧別町専門的職員の確保のための就業時資金貸付条例の制定について	〃
第 17	議案第 10 号 湧別町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 18	議案第 11 号 湧別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 19	議案第 12 号 湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 20	議案第 13 号 湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 21	議案第 14 号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 22	議案第 15 号 湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 23	議案第 16 号 湧別町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃

日 程	件 名	提出者
第 24	議案第 17 号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	町 長
第 25	議案第 18 号 湧別町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 26	議案第 19 号 町道の路線廃止について	〃
第 27	議案第 20 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について	〃
	以下余白	

## 令和4年第1回湧別町議会定例会

### 議事日程（第1日）

令和4年3月9日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	決議案第 1 号	ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議
日程第 6	議案第 1 号	令和3年度湧別町一般会計補正予算
日程第 7	議案第 2 号	令和3年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 8	議案第 3 号	令和3年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 9	議案第 4 号	令和3年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 10	議案第 5 号	令和3年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 11	議案第 6 号	令和3年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 12	議案第 7 号	令和3年度湧別町下水道事業特別会計補正予算
日程第 13		令和4年度町政執行方針
日程第 14		令和4年度教育行政執行方針
日程第 15	議案第 8 号	湧別町庁舎等検討委員会条例の制定について
日程第 16	議案第 9 号	湧別町専門的職員の確保のための就業時資金貸付条例の制定について
日程第 17	議案第 10 号	湧別町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 11 号	湧別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 12 号	湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 13 号	湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 14 号	湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 15 号	湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 16 号	湧別町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費



に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 湧別町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 町道の路線廃止について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

## 開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和４年第１回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番、脇坂君、８番、小形君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る３月４日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

７番、脇坂君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から３月18日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月18日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしましては条例11件、予算14件、人事４件、その他２件であります。

また、議会側といたしましては、決議１件、承認２件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から１月分の例月出納検査について異常がない旨、また令和３年度定期監査の結果について、議長に報告書が提出されております。

次に、去る２月９日の令和４年第２回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

３月１日、文化センターTOMにおいてゆうゆう厚生クリニック運営委員会が開催され、これに議長、副議長及び総務厚生常任委員長が出席いたしております。

ます。

3月3日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会定例会が開催されました。これに議長及び関係議員が出席いたしております。

3月4日、第3回議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降におきます行政上の諸課題について報告申し上げます。

まず、1点目が第3次湧別町行政改革大綱についてでございます。湧別町自治基本条例が目指すまちづくりの実現に向けて、昨年7月9日に有識者の10名で構成する湧別町行政改革推進委員会に対して令和3年度から令和7年度までの5か年間の第3次行政改革大綱原案をお示しし、審議をお願いしたところでございます。委員会では、将来のまちづくりを考えるときに行政改革は手をつけなければならない大きな課題との共通認識に立って意見が交わされ、審議の結果、去る12月9日の答申書で行政改革大綱原案を了承いただいたところでございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、委員会で熱心にご検討いただきましたことに対し、改めて感謝とお礼を申し上げます。行政改革大綱案については、パブリックコメントを実施し、行政改革推進本部会議にて決定し、策定させていただきましたので、ご報告申し上げます。なお、第3次湧別町行政改革大綱につきましても、議員各位のお手元に配付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思っております。

続きまして、2点目でございます。2月20日から22日にかけての暴風雪対策についてでございます。2月20日から22日までの暴風雪対策状況についてご報告いたします。急速に発達した低気圧が20日夜の初めから22日にかけて北海道に接近した影響により、本町におきましても20日午後9時18分に暴風雪警報が発出されたことから、役場に防災担当職員を待機させ、警戒に当たっていたところ、翌日午前9時に国道238号線が通行止めとなったため、直ちに湧別町災害対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、芭露畜産研修センター、保健福祉センター、文化センターTOM、上湧別コミュニティセンターの4か所に避難所を開設し、2名の方の受入れを行ったところでございます。学校・保育所関係では、子供たちの安全を最優先し、21日は町内全ての学校を休校、22日には中湧別小学校、湧別小学校、上湧別中学校、湧別中学校及び芭露学園を休校

といたしました。保育所については、芭露保育所を21日、22日の2日間、休所としたところであります。道路関係では、20日午後8時に道道湧別停車場サロマ湖線、21日午前9時に国道238号線、さらに午前11時30分に道道緑蔭中湧別停車場線が通行止めになったことに伴い、西3線道路や信部内町境から川西・旭方面、旭・札富美間道路などの町道4路線を通行止めにしたところがございます。これらの影響で、町営バスについては、一部路線を除き、21日から22日午前中まで全便運休とし、スクールバスについては21日、22日を全便運休としたところであります。また、ごみ収集については、21日を中止としたところがございます。町民の皆様には大変ご不便をおかけしたところがございます。なお、今回の暴風雪に伴う被害は、特になかったという状況でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これにて行政報告は終わりました。

日程第5、決議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議。

○議長 提案者の説明を求めます。

9番、檜山君。

(9番趣旨説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第6、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和3年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 暫時休憩いたします。

休憩宣告（11：04）

再開宣告（11：15）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

○全員 （なし）

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 （なし）

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 （異議なし）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和3年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

（健康こども課長提案理由説明）

○議長 これから質疑を行います。

○全員 （なし）

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 （なし）

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 （異議なし）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和3年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正

予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和3年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 10ページです。2款の1目の中の居宅介護サービス等給付に要する経費1,500万円の増額ということで、先ほど説明で訪問回数が増えたということだったのですけれども、この訪問回数が増えた、もう少し詳しく教えてほしいのですけれども、1人というか、同じ人が増えたのか、新たにこの介護サービスを受ける人が増えたのか、その辺りをお伺いします。

○議 長 福祉課参事。

○福祉課参事 山本議員の質問にお答えしたいと思います。

追加が大きくなった理由としましては、訪問介護につきましては利用者数が増えたということと、あと短期入所サービスも大きく増加しております。特に短期入所サービスの場合は、利用希望が多く、特別養護老人ホームの空きベッドを短期入所サービスとして利用したということが大きく追加の理由と思われま

す。

以上でございます。

○議 長 10番、山本君。

○10番 もう一回お伺いしたいのですけれども、短期の施設の利用が増えているということは分かったのですけれども、新たに介護サービスを受けている方々の増というのはどのぐらい増えているのですか。僅かなのでしょうか。コロナ影響とかもあるのかなと思うのですけれども、その辺の増をもう一回お伺いします。

○議 長 福祉課参事。

○福祉課参事 山本議員の質問にお答えしたいと思います。

詳しい件数は今報告できないのですけれども、金額にしまして、当初見込額は訪問介護の場合は1億1,599万5,000円を予定しておりましたが、実績としましては1億2,262万7,000円、663万2,000円の増額ということを見込んでおります。

短期入所サービスにつきましては、当初見込額3,538万7,000円、実績の見込額としましては5,440万6,000円、1,901万9,000円の増額を見込んでおります。

訪問介護の場合は、入院とか、あと施設に入った場合に急激に利用者が減ったり、また退院して戻ってくるとまた上がったという非常に変動する率の多いサービスであります。ですので、昨年の実績より、見込んでいた数字より今年の利用者数の増ということで増額になったというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 1 : 4 5 )

再 開 宣 告 ( 1 1 : 4 6 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課参事。

○福祉課参事 訪問介護と短期入所サービスの伸び件数で当初見込みと実績見込みをお知らせしたいと思います。

訪問介護サービス関しましては、当初は1,356件を見込んでおりましたが、実績見込み数としましては1,447件、91件の増となる見込みでございます。短期入所サービスにつきましても、当初324件を見込んでおりましたけれども、実績見込み数としましては415件、同じく91件の増を見込んでおります。その内訳として、新規の人がどれだけいるかというのは分からないのですけれども、ただ新たな件数が増えているというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 10番、山本君。

○10番 今訪問介護と短期入所者91件ずつ増えているということで、実質的には新たな介護を受けている方か、それとも同じ人が利用している件数が増

えているかということで、概算的にこのうちの半分ぐらいは新たな人というか、介護を受ける方は実質的には増えてきている現状なのでしょうか。その点、もう一回。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 新たな方がサービスを必要として増加傾向というふうに捉えておりますので、ご理解願います。

○議長 ほかにありますか。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和3年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休 憩 宣 告 ( 1 1 : 5 6 )

再 開 宣 告 ( 1 3 : 0 0 )



○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和3年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 令和3年度湧別町下水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、町長より令和4年度町政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長 令和4年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む私の所信と予算編成の概要を申し上げ、町民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年10月の町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、町内各方面の方々からの力強いご支援とご理解を賜り、湧別町の第3代町長として町政を担わせていただくこととなりました。

こうして、町民の皆様、並びに議員の皆様に対し、私の1期目の町政執行に当たっての所信の一端を申し上げることが出来ますことは、誠に光栄であるとともに、改めてその責務の重大さを痛感しているところでございます。

私は、石田前町長が積み重ねてこられた町政をしっかりと継承しつつ、さらに一歩前へ踏み出し、負託をいただきました4年の任期の中で、町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、全身全霊で取り組んでまいり所存であります。

我が国の経済情勢ですが、景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられるとされ、先行きについては各種政策の効果や海外経済活動に改善もあって、持ち直していくことが期待されるが、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある、とされております。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2021において、ポストコロナの持続的な経済成長を生み出す4つの原動力として、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」を掲げ、実現に向け投資を重点的に促進するとしております。

地方財政においては、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題への対応として国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化の推進などの検討を進めるとされ、また従来からの課題である防災・減災対策やインフラ施設の長寿命化、福祉・教育・人づくりなどに係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった様々な課題に対処していくことが求められております。

本町においては、これまで行政改革大綱などにより、持続的で安定的な財政運営の確立を進めており、各年度決算においても、財政健全化比率の4指標全

てが健全な数値で推移しております。

令和4年度予算の歳入については、町税の税収見込みや地方財政計画における伸び率を勘案した結果、一般財源を前年度より確保できた内容となっておりますが、先行きは新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として不透明な状況であります。

このような状況の中にあっても、本年度から始まります第3期湧別町総合計画の理念である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、まちづくりの礎となる計画を円滑に推進していくため、限られた財源の有効活用を図りながら、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行い、効果的・効率的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度において、私が取り組む主な施策の推進につきまして、第3期湧別町総合計画の5つの分野別大綱に沿って申し上げます。

初めに、「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」について申し上げます。

定住促進対策については、持家奨励応援補助制度や民間賃貸住宅等建設補助制度により、引き続き、子育て世代や転入者に対する支援と民間資金を活用した住宅施策を推進してまいります。

公営住宅については、湧別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、木造平家建て2棟6戸の建設を進めてまいります。

水道事業については、水道法の目的である水道の基盤強化に基づき、将来にわたって安全な水道水の安定供給及び健全運営に努めてまいります。

また、老朽化が進んでいます東山浄水場をはじめとする各水道施設は、湧別町水道事業アセットマネジメント・経営戦略等に基づき、計画的な設備の維持修繕・更新を行い、持続・安全・強靱な水道の確保により、安定供給と健全運営に努めてまいります。

信部内・緑蔭地区への給水については、紋別市沼の上浄水場より行われているところではありますが、浄水場の老朽化及び局地的豪雨などによる濁度・色度の変化に迅速に対応するため、紋別市と共同で、紋別東部地区道営水利施設等保全高度化事業により、浄水場築造、配水池改修など令和8年度の完成を目指し、事業を推進してまいります。

公共下水道及び登栄床地区漁業集落排水施設については、施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画などに基づき、効率的な施設の修繕・更新を図ってまいります。

道路整備については、継続事業である西3線道路を予定しており、当該路線は、道道緑蔭中湧別停車場線から国道238号線に続く主要道路であることから、車道幅員を拡幅し車両などの通行の安全を確保するものであります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、昨年3月、遠軽インターチェンジから本町南兵村一区までの約13.8キロメートルが事業化路線として採択され、いよいよ本町に通じることとなりました。開通までには、まだまだ時間を要しますが、一日も早い着工・開通、そして、それ以降の新規事業化に向け期成会とともに要請活動を続けてまいります。

また、本町への延伸を見据えて、道の駅など都市との交流拠点の在り方についても検討してまいります。

空き家対策については、平成30年度に策定した空き家等対策計画に基づき、所有者アンケート調査を実施するなど町内における空き家の実態把握に努め、利用する見込みのない空き家については、空き家除却推進事業によって所有者に対し適正な管理を促すなど、空き家の除却を推進してまいりました。

現計画については、本年度をもって計画期間を終え、空き家除却推進事業についても、本年度までの時限措置でありますので、現計画の見直しと、これまでの空き家施策の成果や課題の検証を行うとともに、新しい除却制度を検討するなど、引き続き、空き家所有者による適正な管理を推進してまいります。

交通弱者と言われる児童生徒の通学や高齢者の方々の通院・買い物などの移動手段を確保するため、引き続き、町営バスや乗合ハイヤーの効率的な運行に努めてまいります。

また、本年度、遠軽町及び佐呂間町との共同により、遠軽地区3町を対象とした生活バス路線などの公共交通の将来像を示す、地域公共交通計画を2か年で策定し、本町の公共交通網を含め利用者のニーズに合わせた持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

オホーツク紋別空港における紋別・羽田線については、コロナ禍により利用率が大きく減少しており、路線の維持を図るため、町民をはじめ町内の宿泊施設を利用される方や東京湧別会の会員への運賃助成を引き続き、実施してまいります。

JR石北本線については、地域における重要な公共交通機関の確保のため、北海道及び関係線区沿線市町村と連携し、存続に向け取り組んでまいります。

家庭などから排出される一般廃棄物の収集については、合併時のまま収集体制に細かな違いがあることから、改善すべく検討してまいります。

また、遠軽地区広域組合が主体で進めている新たなリサイクル施設及び最終処分場の整備について、遠軽町・佐呂間町とともに継続して整備を進めてまいります。

防災対策については、近年の激甚な被害をもたらすような自然災害が多発していることを踏まえ、登録制メール及びラインなどのSNSや、防災用屋外スピーカーを活用した災害時における正確かつ迅速な情報伝達に努めてまいりま

す。

また、食料などの災害対策物資の計画的な整備、地域での防災の役割を担う自主防災組織の設立や活動への連携協力、災害時に避難支援を必要とする方に登録していただく要援護者台帳を整備して情報共有を行うなど、自助・公助が連携する防災体制の充実強化に取り組んでまいります。

交通安全対策については、町民の皆様や関係機関などと連携を図りながら、交通安全週間に合わせて街頭指導やセーフティーコールなどの活動に取り組んでまいりましたが、残念なことに、昨年7月に痛ましい死亡交通事故が発生いたしました。

このことから、さらなる交通事故抑止に向け、町民の皆様や関係機関と一体となって、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

情報通信対策については、令和3年度中の完了を予定していた高速インターネット用の光ファイバー回線網整備事業が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、完了が令和4年度にずれ込んでしまったことから、整備事業者に対し、引き続き早期完成を要請してまいります。また、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、自治体システムの標準化や行政手続のオンライン化などに計画的に取り組む、町民の皆様の利便性の向上及び行政事務の効率化による行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

次に、「豊かな自然と産業がともに息づく活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

農業については、農業関係者のご努力はもとより、えんゆう農業協同組合及び湧別町農業協同組合による農業施設の近代化などにより生産性の高い経営を展開し、発展してきました。

しかし、本町を含めた農村地帯においては、担い手農家の減少や高齢化、労働力不足などの構造的な問題に加え、自由貿易が一層進むなど農業を取り巻く環境は厳しさが増すばかりであります。

このような中において、昨年の本町の農業については、4月から8月にかけて気温が高く、平年より少雨であったことから、作物にとっては厳しい状況となりましたが、農家の皆様方の並々ならぬご努力と関係機関との連携により、大きな影響が生じなかったことが幸いでした。

畜産関係については、湧別町畜産クラスター計画に基づき、町内生産者や関係団体などと連携の下、畜舎などの施設整備や機械導入を推進し、畜産収益性の向上を図ってまいりましたが、本年度は生乳の生産調整の影響により、畜舎などの施設整備の実施は延期となっております。

両農業協同組合がそれぞれ進める哺育育成センターの整備については、昨年度で完了した湧別町農業協同組合に引き続き、本年度はえんゆう農業協同組合

に対して支援してまいります。

また、草地等整備については、令和3年度から4か年の計画で、農業公社営事業による草地畜産基盤整備事業を実施し、良質な粗飼料の確保に努めてまいります。

近年、酪農の規模拡大が進み、飼養頭数の増加による家畜排せつ物の処理と活用が課題となっていることから、この課題解決と再生エネルギーの利活用を目的として、令和2年度に本町の特色を生かした、バイオマス産業都市構想を策定するとともに、本構想を具現化していくために昨年度、オホーツク湧別バイオガス株式会社を設立いたしました。今後は、本構想に基づき、持続性のあるバイオマス産業の構築と環境に優しく災害に強いまちづくりを推進してまいります。

農業振興を図る上において、関係機関との連携が重要であります。農業関係団体・組織で構成する湧別町農業振興協議会では、農産物の圃場試験やスマート農業の調査研究、新規就農対策、オンラインを活用した農業後継者パートナー対策などの事業に取り組んでおり、引き続き、支援してまいります。特に新規就農対策については、研修体制の充実を図るとともに、就農時には両農業協同組合と連携の上、新規就農者サポート事業により、経営上必要な投資を行った事業に対し補助し経営安定化を支援してまいります。また、新たな新規就農者の受入れにも努めてまいります。

漁業については、昨年、主力の外海ホタテガイの漁獲量が過去最高の3万9,000トン記録し、漁獲金額も過去最高額となっております。

また、サケ漁についても過去最高の漁獲金額となり、湧別漁業協同組合の漁獲金額全体でも105億円と過去最高額となっております。

外海ホタテガイは、本年も3万3,000トンの漁獲量が期待されているところであり、今後とも、つくり育てる漁業の推進と漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携を図り、漁業振興策を推進してまいります。

湧別川が水産業に与える影響は、サケ・マスのふ化放流、捕獲採卵事業、さらにはホタテガイ漁場にまで及んでおり、本町が中心となって立ち上げた湧別川河口部閉塞等対策協議会を最大限に活用して、引き続き、重要課題の解決に向け取り組んでまいります。

漁港の整備については、施設の安全性及び機能を長期にわたって維持するため、湧別漁港及び芭露漁港の航路のしゅんせつ、登栄床漁港の物揚げ場及び護岸の補修、サロマ湖漁港第2湖口の防氷施設の改良などを実施する計画でありますので、必要な地元負担を行うとともに、引き続き、漁港管理者である北海道に対し、適正な維持管理を要望してまいります。

林業については、本町の基幹産業の一翼を担うとともに、森林は水源の確保

や土砂災害を未然に防ぐなど生活環境を守る働きはもとより、水産業の資源増殖や農業環境の保全にも大きな役割を果たしており、これらの公益的機能が最大限に発揮されるよう適正に管理していくことが求められております。しかし、現状は採算性の低下などにより森林所有者がやまづくりへの意欲を失い、やま離れが進んでおります。

こうした状況の改善に向けて、遠軽地区森林組合や林業関係団体などと連携を図りながら、従来の民有林振興対策事業に加え、森林環境譲与税を財源とした民有林整備事業及び林業人材育成・担い手確保対策事業により、私有林の整備及び森林整備を担う林業関係団体の人材確保に対する支援を継続してまいります。

また、新たな取組として、新生児への町有林材で作った木製玩具の配付や児童施設への木製遊具の設置を行い、木に触れ、感じる機会を創出してまいります。

オホーツク管内一の面積を誇る町有林については、その6割を占める人工林の半分以上が利用期を迎えており、本年度はカラマツとトドマツ合わせて約43ヘクタールの皆伐を計画しております。今後とも、町の貴重な財産として後世に残せるよう植えて・育てて・伐って・また植える循環型の森林経営を推進してまいります。

商工業の振興については、道内経済に目を向けてみますと個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、一部に明るい兆しも見えてきておりますが、食・観光関連産業を中心に依然として厳しい状況が続いております。本町においても飲食業をはじめ、多くの事業者が厳しい経営状況にあることから、商工業振興事業・商業等店舗整備促進事業・起業支援事業及び小規模事業者施設等整備事業により、引き続き、支援してまいります。

また、商工会から要望がありました落ち込んだ個人消費の復活を目的とした愛町購買事業に支援し、新たな消費喚起につなげてまいります。

観光振興については、コロナ禍により団体旅行より家族や気の合った仲間だけで旅行を楽しみたいというニーズが変わってきておりますので、あまり知られていない地元の魅力や人・食・景観を紹介する情報誌、テレビ番組などを通じて、本町の魅力を発信することにより誘客を図ってまいります。

近隣市町や観光協会などと広域で進めている、花回遊やサロマ湖観光物産振興協議会では、特に近隣客が短期間訪れるマイクロツーリズムに照準を合わせた観光プロモーションや広告宣伝事業を推進してまいります。

また、旅行者やワーケーションなどのニーズに対応するため、交流体験施設レイクパレスなどにインターネット環境を整備し、利用者の満足度や、魅力度の向上につなげるとともに、新たに指定管理者などが取り組もうとしている事業

に対しても積極的に支援してまいります。

地方における労働力不足は深刻であり、町内の各事業所においても人材の確保に苦慮している状況にあります。このため、令和2年度に奨学金返還支援事業を創設して奨学金返還経費の一部を助成しておりますが、本年度から町職員の一般職や保育士を対象に加えるなど制度の見直しを行います。

近年、町職員の採用においても、保健師などの資格を持つ専門的職員が不足みで、人材確保が困難な状況が続いていることから、働きたいと思ってもらえるような環境を整備するため、就業時に必要な資金を貸し付ける制度を新設いたします。

また、昨年度に引き続き、首都圏で開催される移住交流フェアに参加するなど、若年層における労働者人口の確保と定住の促進を図ってまいります。

企業誘致については、地域の活性化や雇用の促進にもつながることから、コロナ禍による働き方改革の推進で場所と時間にとらわれないテレワークを活用する地方型サテライトオフィスの誘致を含め、不動産情報の提供や支援制度などのPRに努めてまいります。

本町の基幹産業である農林水産業や商工観光業など産業間の連携強化を目的に、湧別町産業間ネットワークを組織し、団体間の情報共有や連携交流、地域資源の付加価値及び認知度の向上に取り組んでまいりました。

本年度は、札幌圏での観光・交流イベントに参加して、本町の魅力や特産品の魅力を発信するほか、昨年度に引き続き、コロナ禍で帰省を自粛している本町出身の大学生などに対して地元特産品を詰め合わせにした、ふるさと小包応援の贈呈や、令和3年度のふるさと応援寄附者の中から抽選で本町特産品を贈呈する都市住民との交流事業の実施により、地場産品の消費拡大と普及啓発を図るなど、構成団体及び町外企業を巻き込みながら、効果的な特産品・観光PR事業に取り組んでまいります。

また、本町の地域資源や特産品などを活用した研究開発、町や特産品のイメージアップ、産業間連携による産業振興の推進など、魅力あるまちづくりに取り組む町民や事業者などの自主的な活動に支援してまいります。

次に、「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」について申し上げます。

町民が健やかで安心して暮らすためには、健康が基本であります。

町民の健康維持には総合健診や予防接種をはじめとした各種保健事業の実施や、保健師・管理栄養士による相談体制の充実を図り、地域と連携・協力しながら町民の健康維持に向けた活動を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、現在、町民に対する3回目のワクチン接種を進めておりますが、依然として感染終息の兆しは見えず、今後も消毒



やマスク着用などウイルスと共存した社会生活による感染予防の徹底を呼びかけるとともに、国や北海道と連携を図りながら、ワクチン接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策の実施に努めてまいります。

町民が健康で安心して暮らすために、地元で医療が受けられるよう地域の医療を守り続けることは、町の重要課題の一つであります。医師や地域医療体制の確保に向けて、関係団体と連携しながら、国や北海道への要請活動を継続してまいります。

町内医療機関のゆうゆう厚生クリニックと曾我病院に対する各種支援を継続するほか、2次医療機関である遠軽厚生病院に対しましても、引き続き、財政支援をしてまいります。

障害者福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付サービスなどの適切な実施に努めます。

障害がある方々が、基本的人権を保持しながら、社会生活を送ることができるよう関係機関との連携を図りながら相談支援体制の充実に努めてまいります。

また、町内の障害者福祉サービスを行う特定非営利活動法人に管理運営を委託しております地域活動支援センター事業についても、地域活動支援センター利用者の利便性の向上のための施設整備について、引き続き、支援をしてまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業の対象となる65歳以上の高齢者は、本年1月1日現在、3,238人で、昨年同時期より52人減っておりますが、高齢化率は0.1%増の38.9%と年々上昇しております。

このような中においても、高齢者の方々が持てる力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう介護事業所や医療機関など多種多様な主体と連携を図りながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び健康維持を図るため、介護予防事業や老人会、サロンなど高齢者の社会参加を促進してまいります。

子育て支援については、第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターを窓口とした支援体制を充実させ、新たに設置する認定こども園や保育所・児童センター・子育て支援センターなどの関連施設が連携し、子育て各期に応じた相談サービス情報の提供を行いながら、各種制度を活用した様々なケースに対応した切れ目のない支援による子育て世代の不安解消に努めてまいります。

また、本年度より新たな取組として、子供が生まれた家庭に子育てに関する品物と木製玩具を詰め合わせた育児パッケージを贈り、誕生の喜びを子育ての楽しみにつなげていただきたいと考えております。

母子保健事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により取り組む

ことができなかつた産後1年未満の産婦を対象とする産後ケア事業について、本年度から新たに訪問型の母乳相談事業を組み合わせ実施いたします。

不妊に悩む夫婦の大きな負担となっている不妊治療については、本年4月から公的保険の適用となる予定ですが、公的保険制度を補完する形で助成を継続し、不妊治療を受けやすい環境をつくるほか、出産準備金支給事業についても継続して実施いたします。

また、結婚を希望する方の新婚生活に向けた経済的な負担軽減のため、昨年度より実施している結婚に伴う新居の家賃や引越し費用の一部を助成する結婚新生活支援事業についても継続して実施してまいります。

幼稚園・保育所の再編については、町立の上湧別地区の3保育所と民間の和光学園みのり幼稚園を統合し、本年4月より、公私連携幼保連携型認定こども園みのりとして新たな体制でスタートいたします。

あわせて、湧別保育所を、町立による保育所型認定こども園に移行することにより、町内の子供たちが親の就労形態にかかわらず、同じ施設で教育・保育が受けられる環境が整うことになり、芭露保育所を含めた町内3施設で新たな体制による幼児教育・保育の充実に取り組んでまいります。

次に、「豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育においては、小中一貫教育を進めるため、全町に義務教育学校を導入することを方針とし、本年度は令和5年4月に開校する湧別地区義務教育学校の開校準備を進めてまいります。

上湧別地区における小中一貫教育の推進については、地域との懇談会の内容を踏まえ、義務教育学校の設置に向けて、具体的な協議を重ねてまいります。

町内唯一の道立高校である湧別高等学校については、少子化の影響によって町内中学校などの卒業生数の減少が続き、2間口を維持する入学者数の確保が厳しい状況が続いております。

このため、湧別高校存続対策事業により、湧別高校の魅力向上に資する事業に対して支援を行うとともに、引き続き、湧別高校生との意見交換の場を設けるなど、同校の魅力向上を支援してまいります。

また、令和2年度には、湧別高校が北海道教育委員会、町内産業団体などの関係機関や地域住民のほか、北海道大学、民間事業者、及び湧別町で構成する地域との協働体制、高校魅力化コンソーシアムを構築し、高校の魅力化向上に取り組んでまいりました。今後は、特進コースなどの導入や、地域による湧別高校応援団の設置など、できる限りの施策を取り入れ、地域の皆様、高校の教職員とともに、持続可能で魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

また、北海道大学大学院教育学研究院とは、令和2年に包括連携協定を結び、

相互協力を図ってまいりました。引き続き、包括連携協定大学活動支援事業により本町をフィールドとして教員及び学生の活動を支援する一方で、本町の学校教育、社会教育及びスポーツ振興、さらには産業分野において指導・助言などの協力を大学側から受けることとしております。

なお、教育委員会の所管行政に関する方針については、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げます。

次に、「町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり」について申し上げます。

最高規範である自治基本条例に基づいた町政運営を、職員と一丸となって進めてまいります。

また、この条例をみんなで守り育て、実効性を高めるため、自治推進委員会に対し諮問を行い、同条例が生きた条例となるよう、見直しと推進に向けた取組を行ってまいります。

社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な町政運営を推進するために昨年度策定いたしました第3次湧別町行政改革大綱により、最小の経費で最大の効果を目指し、経費削減、事務の改善・効率化を図るとともに、事務・事業の外部評価を含めた行政評価を実施してまいります。

重要課題である役場庁舎の集約については、町民の利便性、庁舎の効率性、防災対策などを念頭に置き、集約に係る費用などの情報をオープンにした中で、町民主体による検討委員会を中心に具体的な協議を進めてまいります。

町民参加のまちづくりを推進していく上で、情報公開と情報共有は大変重要であります。情報の発信では、広報ゆうべつの紙面の充実を図るとともに、ホームページの分かりやすい情報の発信に努め、行政の透明性を高めてまいります。また、町政への意見・要望を募り、町民の声を聴く町長への手紙や、直接対話による移動町長室を継続するとともに、幅広い世代から町政に対する意見を伺うため、団体やサークルなどの会合等に出向いて、意見交換を行わせていただきたいと思いますと考えております。自治会を通じたまちづくり懇談会についてですが、現行のテーマを設けての開催方法は、町民にとって少し敷居が高いのではと感じており、一人でも多くの町民の皆様に参加してもらえるよう、基本的にはテーマを設けない形式に改めてまいります。

まちづくりの基本は、地域づくりであり、町民にとっての最も身近なまちづくりへの参加方法は、地域コミュニティの代表である自治会への参加であります。

しかし、この地域コミュニティ機能が低下し、存続が危ぶまれていることから、地区会館を中心とした地域活性化計画を策定いただき、地域課題の解決や活性化について取り組んでまいります。

また、町内には130人あまりの外国人が生活しており、農業や水産加工業など基幹産業を支える重要な担い手であり、今後も外国人への依存度が大きくなると考えております。

このため、日常生活、各種健診や予防接種、気象災害時における情報伝達、さらには新型コロナウイルス感染症対応、地域コミュニティへの参加など、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、お互いがお互いを理解し合う、多文化共生の地域社会のシステムづくりについて、総合的な視点で検討を進めてまいります。

住民総参加型スポーツイベントであるチャレンジデーについては、昨年、一昨年とコロナ禍にあり、計画していた事業が十分に実施できませんでした。

本年度も、外出自粛による運動不足の解消、スポーツへの参加機運を高めるきっかけづくりとして、健康づくり推進協議会、体育協会及び自治会連合会などとの実行委員会構成団体との協働により、町民の健康増進及びスポーツ振興に向け、引き続き参加することとしてございます。

ふるさと応援寄附については、ふるさと応援寄附制度の定着と、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、外出自粛による巣籠もり需要も相まって、年々、市場規模が拡大し本町における寄附額も増加しております。

本年度は、新たに受付ポータルサイトを2か所追加し情報発信の強化を図るとともに、産業間ネットワークの事業として、新聞やデジタルアプリなどの媒体への広告掲載、また、令和3年度に寄附をいただいた方に抽選で特産品を贈呈するなど、町及び特産品の認知度向上や消費拡大に取り組み、湧別ファンの拡大、リピーターの確保を図ってまいります。

また、ふるさと応援寄附の増加に不可欠な魅力ある返礼品の拡充に関しては、商工会をはじめ両農業協同組合及び湧別漁業協同組合との協力が重要でありますので、さらなる連携を強化してまいります。

企業版ふるさと納税についても、引き続き企業からの寄附を受け入れ、地方創生に資する事業に活用を図ってまいります。

町の自主財源である町税についてであります。農業は主にタマネギが好調で、また、漁業も外海ホタテガイやサケ漁が過去最高の漁獲高を記録し、共に増収に転じ、農業所得者で前年度より3.4%の増を、漁業者を含む営業所得者で前年度より120.5%の増を見込んでおります。一方で給与所得者は継続する新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し1.2%の減を見込んでいることから、これらの増減を合計し、個人町民税については、前年度比16%の増で予算計上しております。

法人住民税については、法人税割や均等割の増収を見込み、前年度比17.4%の増で予算計上しております。

固定資産税については、農業の大規模化や機械化に伴う建物や機械設備などの事業用資産の増のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に対する減免措置が前年限りで終了し減収分が元に戻ったため、前年度比7.2%の増で予算計上しております。

このような中、新年度予算は限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、町民の福祉向上を最優先と考え、住民生活の安定と町の持続的発展に向け、将来を担う町の宝である子供たちの健全育成と産業の振興などを重点に編成いたしました。

歳入のうち、主要な一般財源であります町税については、町民税に営業所得の増が見込まれることなどから、町税全体では、前年度当初予算に比べ、1億1,450万円増の11億6,900万円を計上いたしました。

地方交付税については、単位費用などが明らかになっていないなど不確定要素も多いところでありますが、国の配分総額が前年度より3.5%増加することなどにより、普通交付税については、前年度当初予算から比較してプラス5.7%、2億円増の36億8,000万円と見込み、特別交付税と臨時財政対策債を加えた、実質的な地方交付税全体では、前年度比0.2%減の39億6,400万円を計上いたしました。

なお、地方債については、財政の健全化を考慮し、地方財政措置が有利なものを選択しているところであります。

一方、歳出においては、医療費や扶助費など社会保障関連経費の増加と公共施設や道路、上下水道のインフラ施設などの老朽化に伴う維持補修費の増大などのほか、湧別地区義務教育学校整備事業などの大型事業実施に伴い、歳出総額は前年度当初予算に比べ7億9,600万円増の97億1,000万円となり、本年度も不足する財源は基金に頼らざるを得ず、財政調整基金から2億4,100万円を繰り入れし、収支の均衡を図らせていただきましたが、本町の地場産業の振興と地域の活性化、持続可能な社会の実現に向けて、財政の健全化に配慮しながらも積極的な予算編成に努めたところでございます。

なお、予算編成内容については、各会計予算書によりご説明申し上げますのでご理解を願います。

令和4年度における各会計の予算については、

一般会計	97億1,000万円
国民健康保険特別会計	14億7,960万円
後期高齢者医療特別会計	1億6,010万円
介護保険特別会計	11億4,360万円
水道事業会計	2億6,700万円
簡易水道事業特別会計	9,060万円

下水道事業特別会計 4億 500万円

7会計 合わせて 132億5,590万円

となりました。

以上、令和4年第1回湧別町議会定例会に当たり、町政に臨む私の基本姿勢、主要施策の概要について述べさせていただきました。

本年、湧別町は開拓から140年の節目を迎えます。私たちには、先人たちが幾多の困難に立ち向かい、守り育ててきた豊かな自然環境や、築き上げてきた歴史・文化を次の世代へ引き継いでいく責任があります。

人口減少・少子高齢化など地方を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、誰もがここに住んでいてよかったと実感できる魅力的な町であり続けるために、町民の皆様とともに、本年度からスタートする第3期湧別町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現に向けて、総合計画に掲げる施策を着実に実行してまいりますので、町民の皆様、並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議 長 これですべて町政執行方針は終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 4 : 0 1 )

再 開 宣 告 ( 1 4 : 1 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、教育長より令和4年度教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長 令和4年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

情報通信技術の高度化によるSociety5.0の到来、グローバル社会の進展、新型コロナウイルス感染症対策など大きく社会が変化しておりますが、教育の使命は、大きな社会変化を柔軟に受け止め、自ら判断し行動できる生きる力を備え、社会に生かすことのできる人材育成であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子供たちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人一人が、心の豊かさや生きがいを持ち生活するために、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えの下、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力を育む
- 2 自他を尊重し、共に支える豊かな心を育む
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心を育む
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心を育む
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を育む

5つの教育目標を制定し、令和4年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第1は、「地域に信頼される小中一貫教育の推進について」であります。

優れた教育環境を確保するため、湧別町の教育の基本は、発達段階に応じた9年間のきめ細かなカリキュラムによる小中一貫教育の推進としております。

これを実現するため全町に9年間を見通した施設一体型義務教育学校の導入を進めてまいります。

本年度は、本町2校目となる湧別地区義務教育学校を令和5年4月の開校に向け、中学校棟の大規模改修を実施いたします。あわせてPTAや学校運営協議会などで組織する開設準備委員会、さらに教職員で組織する開校準備委員会においても、開校に向けて必要な協議を行うこととしております。

一方、上湧別地区の小中一貫教育の推進については、小学校区ごとの地域懇談会を終え、それぞれの地区から貴重なご意見などをいただきました。いただいたご意見などをしっかり受け止め、町としての方向性を定め、時期を逸することなく地域とのさらなる協議を行い、上湧別地区の施設一体型義務教育学校の実現に向け取り組んでまいります。

学校の働き方改革については、長時間勤務の解消のため業務改善と職員の意識改革を進めるとともに、ICT機器を有効活用した事業の効率化を図りながら、教員のゆとりある教育活動を推進し、教員が子供と向き合う時間の充実を図ってまいります。

第2は、「学校教育における学力向上への取り組みについて」であります。

本町の昨年の全国学力・学習状況調査での平均学力は、小学校が全国平均を上回り、また中学校においても全国平均同等まで到達することができました。

この結果は、これまで実施してきた習熟度別学習などの取組に加え、湧別小学校を実践校として取り組んできた、湧別町型学力向上事業を町内全ての学校で実践した結果であり、これまでの教員が一方的に知識を詰め込む授業スタイルではなく、これからの時代は、子供たちが自らの考えや意見を持ち、友達と意見交換することにより、さらに学びを深める主体的で対話的な授業スタイルであると確信しております。

したがって、引き続き湧別町型学力向上事業に取り組むほか、本年度は

さらに中学校段階での、主体的で対話的な学びを実現するために、湧別中学校と上湧別中学校を実践校として北海道大学からの講師招聘や公開授業から授業改革に取り組み、全ての学校と教員が足並みをそろえて、一層の学力向上を図ってまいります。

第3は、「ICT教育について」であります。

ICT教育については、GIGAスクール構想で配備した1人1台タブレットパソコンを教員が効率的に授業に生かすため、湧別町ICT教育推進委員会を中心として教職員のICT技術向上に努めてまいります。

本年度はさらに、上湧別小学校と富美小学校を研究推進校として、複式授業での効果的な活用方法や他校の複式学級とのオンライン授業などについて実践研究を行い、タブレットパソコンの効果的な活用を進めてまいります。

第4は、「安全・安心な学校づくりの推進について」であります。

新型コロナウイルス感染症の対応については、学校での万全な感染予防対策を講じるとともに、家庭での感染予防の徹底を啓発してまいります。

学校行事については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、可能な限り実施できる方法を検討するとともに、オンライン授業の準備を整えることで、いかなる状況でも学びを止めない体制を整えてまいります。

登下校の安全確保については、湧別町通学路交通安全プログラムに基づき、地域や警察・道路管理者と連携して安全確保に努めてまいります。

第5は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心を育むため、道徳授業や集団生活のルールを指導するとともに、運動の習慣化や規則正しい生活、スマートフォンやゲーム依存の防止なども指導することで、心と体が調和した優れた人格形成を図ってまいります。

いじめや不登校については、早期発見と素早い対応に努め、家庭や関係機関と連携して早期解決を図ってまいります。

第6は、「特別支援教育について」であります。

支援を要する子供たち個々に応じた支援を行うため、湧別小学校を拠点に派遣指導を行う通級指導教室の充実や、各学校に設置する特別支援学級及び特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援を提供してまいります。

第7は、「中高一貫教育について」であります。

町内中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校で行う中高一貫教育については、6年間を通じたキャリア教育を目的に平成17年から開始され、16年が経過しました。

この間2度、学習指導要領が改正され、児童生徒は小学校段階から自分の将来像と職業観を学習し、学びの成果はキャリアパスポートに記録し高校に引き



継ぐことが制度化されるなど、中高一貫教育の取組との一部重複が生じております。

このため本年度は、町が進める小中一貫教育いわゆる9年間を見据えた義務教育学校の導入により、中高一貫教育との整合性が問われることから、適正化のため検討を進めてまいります。

第8は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校については、同校の魅力化と入学者数の増加を図るため、北海道湧別高等学校存続対策事業を継続して実施し、各種助成により存続を支援してまいります。

第9は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、小学校6年生までに英語検定資格の取得を目指す英検チャレンジ事業を継続して実施してまいります。

国際交流事業については、友好都市のニュージーランドのセルウィン町及びカナダのホワイトコート町と行っている、中学生・高校生の交換留学事業と相互交流事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施してまいります。

第10は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、老朽化した厨房設備を更新するとともに、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、昨年と同額の1食当たり小学校247円、中学校285円で提供してまいります。

第11は、「社会教育の振興について」であります。

町民の社会教育活動を活性化することで、住民相互の関係性が深まり、住みやすい地域づくりにつながってまいります。新型コロナウイルス感染症の影響も3年目に入り、人との接触の機会を減らさざるを得ない中、人とのつながりをいかに築くかが求められ、社会教育にとっては、極めて重要な課題となっております。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ社会における既存事業の改善を含めた新たな事業スタイルを積極的に模索してまいります。

社会教育全般では、「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」をテーマとした第2次社会教育中期計画が計画5年目の最終年を迎えます。

このことにより、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすため、

社会の変化に対応した学習機会を提供し、豊かな人間性を育める環境となるよう、それぞれの分野における取組を進めるとともに、この5年間の成果と課題を洗い出し、町民の主体的な学習活動が図られるよう第3次社会教育中期計画を策定し、地域と家庭の教育力の向上を目指してまいります。

家庭教育については、子育て世代包括支援センターと連携を密にし、情報提供や相談窓口の開設、家庭教育研修会の開催など支援体制の充実を図ってまいります。

青少年教育については、豊かな人間性を育み、コミュニケーション能力を高めながら、達成感を得て成長を促す取組が重要であります。

このため、小学生の体験塾や青少年指導センター事業などにより学習機会の提供に努めるとともに、中高生リーダーの養成にも努めてまいります。

また、友好都市である新篠津村との小学生交流事業を3年ぶりに開催し、集団生活を通じた歴史・文化を学ぶ活動や、友好と交流の輪を広げてまいります。

さらに、地域のリーダーとしての活躍が期待される青年層にとっては、職種を超えた仲間づくりや、地域の青年組織の結びつきを深める取組が重要であります。

このため、全町的組織である青年団体協議会の活動を支援しながら若者の社会参加を促進してまいります。

成人教育については、幅広い学習ニーズに応える学習機会の提供と、学習意欲を喚起することが必要であります。

このため、民間団体により開催されている町民大学やふるさと講座など主体的な活動がさらに活発になり、町民の学習機会が充実するよう、社会教育関係団体の支援に努めてまいります。

高齢者教育については、チューリップ生きがい大学を中心に学習機会の提供を行っておりますが、新規会員の減少が課題となっております。

このため、新たにアクティブシニアをターゲットにした事業展開も進め、高齢者の学びを支え、生きがいのある充実した生活につなげていただけるよう支援してまいります。

社会教育施設については、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の方々に、学習や研修、スポーツや趣味を楽しむ機会を提供することができる生涯学習活動の拠点となる施設でありますので、安心して施設を利用できるよう計画的な整備を図ってまいります。

本年度から、水銀灯の製造中止に伴う照明器具のLED化を計画的に取り進めることとし、本年度は湧別総合体育館外灯と湧別プールの照明を更新いたします。

文化センターさざ波では、老朽化に伴う故障や事故を未然に防ぐため、舞台

つり物装置改修を本年度を初年度とした整備計画に基づき取り進めることとするほか、外壁塗装については5か年計画の最終年として実施いたします。

また、両文化センターにおけるインターネット環境の充実、五鹿山スキー場のリフト設備改修などを計画しております。

さらに、パークゴルフ場と野球場などについては、町民の利便性を高めるために、使用期間と使用時間を拡大してまいります。

第12は、「スポーツの振興について」であります。

生涯にわたってスポーツに親しむことは、体力の向上や、精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康で文化的な生活を営む上で極めて大きな意義があります。

このため年齢層に応じたスポーツ大会や教室を開催し、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

体育協会をはじめスポーツ少年団などの団体育成については、その活動の支援を図るとともに、スポーツ指導者の育成に努めてまいります。

また、運動指導職員による健康運動教室やトレーニング室での運動指導、利用者個人に合ったトレーニングメニューの提供のほか、ニュースポーツなどを通じて気軽に運動に親しむきっかけづくりを新たに進め、町民の体力づくり、健康づくりの推進に努めてまいります。あわせて、学校や団体などのスポーツ指導に、運動指導職員を積極的に派遣してまいります。

柔道や合気道などの合宿誘致事業などについては、交流人口の増加や町民への実技指導、交流などが図られるよう引き続き支援を行い、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

また、各種団体活動や少年団活動において優秀な成績を収め、全道大会などへ出場する際の支援について、継続的に実施してまいります。

第13は、「芸術文化の振興について」であります。

音楽や芸能などの芸術文化は、見る者に感動や生きる喜びをもたらすだけでなく、自らの創作活動意欲を高めるなど、生活に潤いを与え、欠かすことのできないものであります。

本年度においても優れた芸術文化に触れる機会を提供するため、幼児・児童・生徒、そして一般町民に合った良質な芸術鑑賞事業を開催するとともに、町民有志団体による芸術鑑賞事業へ支援してまいります。

また、文化連盟をはじめとする文化サークルの活動を継続的に支援し、豊かな人間性を育む芸術文化の普及振興に努めてまいります。

第14は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館JRY・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。

また、本年度も学校教育との連携による体験型学習プログラムの提供や展示などを継続し、町民が歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。平成30年度より実施している北海道指定史跡シブノツナイ竪穴住居跡の発掘調査を継続し、専門家による調査検討委員会の開催、出土資料の化学分析などを行い、遺跡の範囲や年代を確認してまいります。

第15は、「図書館活動の振興について」であります。図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子供の読書活動を推進する取組をまとめた計画である、子供の読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読書機会の提供などを行ってまいります。

子供の読書活動推進計画は、関係機関・団体、教育関係者などにより構成される、湧別町子供の読書活動推進計画策定委員会によって平成30年度に策定されました。計画期間が令和4年度までの5か年計画であることから、本年度新たな子供の読書活動推進計画の策定を行ってまいります。

また、小中学生に対しましては、各学校と十分連携を図りながら、学校図書室の整備支援をはじめ、学級配本や移動図書館車の運行などを実施し、読書普及活動の推進に努めてまいります。

以上、令和4年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げます。

教育委員会では、町民が生涯学び続ける環境づくりのため、一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様及び町議会並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、令和4年度教育行政執行方針といたします。

○議長 これにて教育行政執行方針は終わりました。

日程第15、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 湧別町庁舎等検討委員会条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

9番、檜山君。

○9番 1点についてお伺いをいたします。

第3条で、委員は10人以内で組織するというふうにあります、知識経験者、町民からの公募、町長が必要とする者、これらで10人ということになると思いますが、どのような割り振りで考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの檜山議員のご質問にお答えをいたします。

10人の構成の内訳ということかと思えます。基本的には、地域を重視した地域割、それから職域割というのを考えていこうかなと思っております。そして、そのほかに公募、これが要綱でおおむね2割置きなさいとなっておりますので、公募の部分で2割ですので2名は置こうという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 今聞いたわけですが、地域割と職域割というようなことですが、そうすると地域割で知識経験者、あるいは町民からの公募は2名ということで、地域割あるいは職域割ですか、これらが全部知識経験者ということになるのですか。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 ただいま檜山議員がおっしゃったとおりであります。

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 分かりました。

それで、第1号の知識経験者の部分ですが、この選定というのは大変難しい面もあるかと思えますが、どのような分野の知識経験を持った者を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの檜山議員のご質問にお答えをいたします。

言ってみれば、人生経験豊富な方で、言葉どおりですけれども、知識経験を有する方の中から選ばせていただきたいということでもありますので、ご理解ください。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 湧別町専門的職員の確保のための就業時資金貸付条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

9番、檜山君。

○9番 もう一度伺いたいのですが、先般の全員協議会もあり、専門職を確保するという観点での部分については理解をしていたところですが、全員協議会のとき気づけなかったのですが、分からないところがあったのでお聞きをしたいと思いますが、9条2項で専門職でなくなった場合は、月賦均等償還で返還をするということになるわけですが、この資料にもありますように、4年あるいは5年ちょっと前で専門職でなくなった、つまり退職などを行うというような場合については、就業した年数にかかわらず、借入額の半額以上の返還という形になるわけなのですが、何か年数のことを考えていきますと、もう少し返還額が猶予があるといいますか、300万円を1年で割ると60万円ぐらいですから、そういうような返還額がもっと少なくなっているのではないかとというような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの檜山議員のご質問にお答えをいたします。

5年以内に辞めたときに返還額がもう少し低くなればいいのではないかとご質問かと思えます。これ逆に低くしてしまうと、辞められてしまいやすくなると思いますか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう意味である程度返す額を少し負担を残しておかないと、言葉悪いですが、簡単に辞められてしまう可能性もありますので、そういったことを考慮してこの金額設定をしておりますので、ご理解ください。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 湧別町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 5 : 0 0 )

再 開 宣 告 ( 1 5 : 1 0 )

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

日程第18、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)



○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、議案第14号から日程第24、議案第17号までにつきましては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第15号 湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第16号 湧別町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第17号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから議案第14号から議案第17号までについて質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終了し、議案第14号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第15号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第16号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第17号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

日程第25、議案第18号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第18号 湧別町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

社会教育課長。

(社会教育課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 1点お伺いしたいのですけれども、湧別の芭露と五鹿山のパークゴルフ場の件なのですけれども、日の出から日の入りまでということなのですけれども、使用の料金のことはどのようになるのですか。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 山本議員のご質問にお答えいたします。

芭露パークゴルフ場と五鹿山パークゴルフ場は、御存じのとおり有料というふうになっておりまして、通常ロッジ内の券売機で購入していただいているほ

か、大多数の方はシーズン券をお持ちでございますので、その方につきましては特に毎日券売機で購入いただくということはしておりません。

今回日の出から日の入りまでという改正をいたします。管理人につきましては、特に今までと変更する予定はありませんので、朝早くは管理人が不在となります。その場合につきましては、当然シーズン券をお持ちの方は特に必要ございませんが、1日券、シーズン券を持っていないお客様につきましては午前8時から午後5時まで管理人がいる時間帯でご精算をいただくか、もしくは前日、後日に精算をいただくというようなことを考えておりまして、管理人が朝日の出から常駐するということは考えておりません。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第26、議案第19号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第19号 町道の路線廃止について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第27、議案第20号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第20号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたしたいと思えます。

明日は午前10時から再開いたします。これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することとし、明日は午前10時から再開することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 宣 告 ( 1 5 : 5 1 )

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 棚坂敏夫

湧別町議会 議員 小形泰和